

Ocean BaseBall Club 規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本クラブは、「Ocean BaseBall Club」と称し、「OceanBC」と略します。その事務所は愛知県名古屋市中川区九米町1-18-1CASA18-101に所在します。

(運営)

第2条 本クラブの運営は、クロススポーツクラブが行う。

(趣旨・方針)

第3条 地域スポーツの自立・発展の担い手となり、スポーツの普及・振興に努めると共に、地域密着型のスポーツクラブを目指します。

第2章 会員

(入会資格)

第4条 本クラブに入会できる対象者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を遵守できるスポーツが可能な方で、各コースに定められた資格に該当する方とする。

第3章 諸手続

(入会)

第5条 入会を希望する方は、本クラブの承認を得たうえ、入会金及びスポーツ保険代を納めて頂きます。その手続きが完了した時点で本クラブ会員となります。

(休会)

第6条 休会は、休会する前月までに届け出があった場合に認められる。

特別の理由がない限り、休会期間は連続して2ヶ月以内を限度とする。

休会金は月謝から変更になり、500円(税込)とする。

(コースの変更)

第7条 コースの変更は、特段の事由がない限り、変更する前月までに届け出があった場合に認められる。

(退会)

第8条 退会する方は、退会する前月までに本クラブあてにメールにて申請して下さい。その後、退会届を郵送致しますので、ご記入の上、返送して下さい。退会届が提出されるまでは、翌月の月会費が発生しますのでご注意ください。また、会費の未納金がある場合は、退会手続きができませんので、参加の有無に関わらず会費がかかりますのでご注意ください。

第4章 入会金及び会費並びに年会費

(入会金)

第9条 入会金は、特段の事由がない限り原則としてこれを返還しません。会員資格の有効期限は半年間で、半年終了後は退会まで本クラブが存続する限り無料継続とします。ただし、有効期限内での退会の場合はその時点で無効となります。

(会費)

第10条 会費は月謝袋により毎月支払うこととします。すでに納めた会費は特段の事由がない限り原則として返還しません。

(年会費)

第11条 年会費は年度更新とし、退会の時期に関わらずお支払い頂きます。また、原則としてこれを返還しません。

(入会金・会費などの変更)

第12条 本クラブは年会費、入会金、会費などを変更することができます。

第5章 会員の権利及び義務

(責任事項)

第13条 会員あるいは会員以外の施設利用者が、本クラブの利用に際して生じた人的、物的事故及び金品の紛失、盗難については、本クラブが本クラブの運営、管理に過失があった場合を除き、本クラブは賠償の責を負いません。また、天災など不可抗力の事由により生じた事故については、本クラブは責を負いません。会員が本クラブ施設の利用中、事故の責任に帰すべき理由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責任を負って頂きます。

(変更事項)

第14条 入会申込書の記載事項に変更が生じた会員の方は、本クラブ所定の用紙に 変更事項を記載の上、速やかに届け出て頂きます。

(資格喪失)

第15条 会員は次の場合にその資格を失うことになります。

(1) 死亡 (2) 除名 (3) 本クラブからの解約 (4) 運動可能な健康状態でなくなったとき

(除名等)

第16条 次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本クラブは該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができる。

(1) 本クラブの名誉を傷付けたり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき
(2) 本クラブの規約およびその他の規約に違反したとき
(3) 会費、その他の支払いを2ヶ月以上滞納し、本クラブより督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき
(4) その他、処分を適当とする行為があり、本クラブがそれを決議したとき

(クラブからの解約)

第17条 本クラブは、本クラブの判断により会員との間の入会契約を解約することができます。

第6章 その他

(施設の利用制限)

第18条 会員は各コース毎に定められた曜日・時間に限り指導を受け、また、施設を使用することができます。

(施設の休業・閉鎖)

第19条 本クラブは、次の理由により施設の場所の変更、休業をする事があります。

(1) 天災・地震その他、止むを得ない事情により開場が不可能なとき
(2) 施設の補修、または改修が必要とされると判断されたとき
(3) 社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき
(4) その他、場所の変更・休業を余儀なくされるとき

(コースの新設・廃止など)

第20条 本クラブは利用状況などにより1ヶ月前の予告をもってコースの新設、曜日及び時間帯変更または廃止をすることがあります。

(利用規定)

第21条 本規約に定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規定等により他、必要に応じた本クラブが定めるものとする。

(諸規則の遵守)

第22条 会員は本規約及び本クラブが別に定める諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

第23条 本規約の改正、変更は、本クラブの定めるところによるものとし、本クラブに関するその他の諸規則についても同様とし、それらの効力は全ての会員に及ぶものとします。

(発効)

第24条 本規約は、令和元年8月1日より発効します。